

主 文

被告人を懲役 2 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 4 0 日をその刑に算入する。

この裁判確定の日から 5 年間その刑の執行を猶予する。

福島地方検察庁いわき支部で保管中の領収書 3 通（令和 8 年領第 2 1 8 号符号 1 の 1、1 の 2、1 の 3）の各偽造部分を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、特定非営利活動法人 A の代表理事としてその業務全般を統括していたものであるが、福島県双葉郡富岡町から、同法人が「富岡町心の復興事業補助金」の交付決定を受け、同補助金の概算払として株式会社 B 銀行本店に開設された同法人名義の普通預金口座に 3 4 9 万 3 0 0 0 円の振込入金を受けていたところ、補助対象経費を過大計上した内容虚偽の実績報告をすることにより、概算払として交付を受けていた同補助金の差額の一部の返還を免れようと考え、行使の目的で、令和 7 年 3 月 1 4 日頃、福島市（住所省略）所在の C ビル 2 階シェアオフィス北東部分において、パーソナルコンピュータ及びプリンタを使用し、領収書の様式データの宛名欄に、「N P O 法人 A 様」、領収金額欄に「6 0, 0 0 0」、支払名目を「事務局員給与」、名義人を「D」等と記載した書面 3 通をそれぞれ作成し、各名義人欄の右側に「D」と刻した印章をそれぞれ押捺するなどし、もって前記 D 作成名義の領収書 3 通（令和 8 年領第 2 1 8 号符号 1 の 1、1 の 2、1 の 3）を偽造した上、同月 2 9 日、同所において、富岡町役場に対し、真実は、同補助金の対象経費に関し、同法人が前記 D に給与として合計 1 8 万円を支払った事実もなく、同法人が有限会社 E に対し「富岡町ツツジ再生プロジェクトツツジ再生サポート」として合計 1 2 0 万 7 8 0 0 円を支払った事実もないのに、これらがあるように装い、それらの支払をした旨の虚偽の内容を含む事業実績報告書を、前記の偽造された領収書 3 通及び同 E への同支払の実績があるかのように記載された内容虚偽の領収証の写し

等と共に電子メールで提出するなどして行使し、同月３１日頃、同町担当者らに、同報告書等に記載された前記給与等の支払があったものと誤信させ、同年５月１６日頃、同町長に、同法人に対して返還を求める補助金額を４７万４０００円と確定させて、概算払で交付を受けていた３４９万３０００円から前記虚偽の支払費用１３８万７８００円の返還を免れ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得たものである。

（量刑の理由）

本件の態様は罪となるべき事実のとおりであるが、被告人は、実際には支払っていない給与について事務局員名義の領収書を偽造し、かつ、実際には支払っていない委託費について取引先名義の領収証を入手した上、これらの領収書等に係る補助対象経費について実際に支払をしたかのように装って富岡町に対する補助金１３８万７８００円の返還を免れている。

事務局員名義の領収書は巧妙に偽造されており、偽造文書と看破することは困難であるし、取引先名義の領収証もそれ自体には不審な点はなく、富岡町において返還を求める補助金額を算定するに当たり、実際には支払がなされていないことを看破することは困難であった。一連の犯行態様は巧妙であって悪質である。

被告人は復興事業に充てるべき補助金を他の用途に使い込み、その返還に窮して本件犯行に及んでいるが、かかる犯行に至る経緯及び動機に酌量の余地はない。資金力が乏しい主体でも復興事業に関与できるようにするための概算払の制度を悪用し、富岡町の信頼を裏切って犯行に及んだ点は強い非難に値する。

富岡町に生じた損害は１３８万７８００円と多額であるが、被告人は何らの被害弁償をしていない。富岡町が被告人を刑事告訴して厳重な処罰を求める意向を示しているのは当然である。

以上によれば、被告人の刑事責任は軽いとはいえない。

他方、被告人に前科前歴がないことを踏まえた同種事案の量刑傾向に照らすと直ちに被告人に施設内処遇を受けさせる必要があるとはいえない。

そこで、以上の観点及び被告人が事実を認めて反省の意向を示し、今後は法律を遵守する、早急に弁償したい旨を述べるなど更生の意欲を示していることを考慮し、主文の刑期及び猶予期間を定めた。

(求刑：懲役２年６月・主文同旨の没収)

(検察官馬場普、国選弁護人F各出席)

令和８年１０月１日

福島地方裁判所いわき支部

裁判官 齊 藤 研一郎